



熊本県公報

号外 第15号
令和4年(2022年)
3月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
5 令和4年6月に支給する期末手当の額については、第6条第1項の規定にかかわらず、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年熊本県条例第2号)附則第3項の規定により読み替えられた同条例附則第2項及び同条例附則第5項の規定の例による。この場合において、同条例附則第3項の規定により読み替えられた同条例附則第2項及び同条例附則第5項中「任命権者が人事委員会と協議して定める」とあるのは、「任命権者が定める」とする。
別表第1再任用職員の項中「230, 400」を「234, 000」に改める。

附 則

この規則中附則に1項を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は令和4年4月1日から施行する。